

協議第 5 5 号

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 確認

各種事務事業の取扱い（その他の福祉関係）について

各種事務事業の取扱い（その他の福祉関係）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第55号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
その他の福祉関係

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	福祉保健部会
関係項目	その他の福祉関係	分科会	福祉総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
16 戦没者戦災犠牲者追悼式	・戦死者や戦災犠牲者の遺族等の出席のもと追悼式を開催し、冥福を祈る。 昭和50年から10年毎に過去3回開催 (津市と社会福祉協議会との共催)	・戦没者遺族関係者、来賓の出席の下毎年10月に追悼式を開催し、戦没者の冥福を祈る。 久居市と社会福祉協議会との共催。経費は 70万円程度	・遺族会が主催。毎年実施。町は手伝い程度。経費は花代・供物等、25～30万円程度	・戦没者遺族他関係者の出席のもと追悼式を開催し、冥福を祈る。 主催は遺族会。 50年までは町の主催。 1地区30,000円＋一人500円を補助。	・戦没者遺族他関係者の出席のもと追悼式を開催し、冥福を祈る。 平成14年から村主催。 経費は 30万円程度	・毎年10月下旬頃に、戦没者遺族他関係者の出席のもと戦没者追悼式を開催し、戦没者の方の冥福を祈る。 町主催。経費(花代・供物等)40万円程度

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	------------------------

構	成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町			一志町		白山町		美杉村	
・主催は遺族会。遺族会への助成のみ		・戦没者追悼式 経費(花代・供物等)70万円 町主催 10月末 旧村単位主催 (地区遺族会) 4月 委託料支出 479,000円		・5年に一度、町で主催。それ以外は各地区で行ない、5万円ずつ5か所助成する。		・毎年11月頃、戦没者遺族他関係者、来賓出席のもと追悼式を開催。 主催・村 経費・50万程度(式典、献花、供物)		・新市において毎年開催する方向で調整をする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	福祉保健部会
関係項目	その他の福祉関係	分科会	医療給付分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
13 心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 心身に障害のある人(療育手帳A・B中度、又は判定IQ=50以下)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級) 所得制限あり 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 心身に障害のある人(判定IQ35以下)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級)、重複障害者(身体障害者手帳4級かつ判定IQ36以上50以下) 所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者(身体障害者手帳1～3、IQ35以下、重複障害4級+IQ50以下) 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者(身体障害者手帳1～3、IQ35以下、重複障害4級+IQ50以下) 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 心身に障害のある人(判定IQ35以下)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級)、重複障害のある人(身体障害者手帳4級かつ判定IQ36以上50以下) 同左
14 乳幼児医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 4歳未満の乳幼児を養育している保護者に対し助成 所得制限あり 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左
15 一人親家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、又は父母のいない18歳未満の子に対し助成 所得制限あり 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 所得制限あり 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、又は父母のいない20歳未満の子、寡婦に対し助成 父子・寡婦は所得制限あり、母子は所得制限なし
17 妊産婦医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠5ヶ月以上の妊産婦に対し、医療機関で支払った医療費(保険診療分)の自己負担額から1,500円をひいた額を助成。 	—	—	—	—	—
20 精神障害者医療費助成	—	<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条7及び8に規定する精神病院又は指定病院において精神障害の治療を受けたもの ・本人及び保護者が3年以上久居市住民登録等がある ・90日を越え引き続き入院している者 ・所得制限無 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条7及び8に規定する精神病院又は指定病院の診断書により認定 ・本人及び保護者が芸濃町に1年以上住民登録等がある ・入院および入院外ともに助成対象 ・所得制限無 認定後はすべての診療科目が助成対象 	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13. 津市・久居市・美杉村の例により調整する。(合併と同時) 14. 津市・久居市等の例により調整する。(合併と同時) 15. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) 17. 津市の例により調整する。(合併と同時) 20. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・心身に障害のある人(IQ35以下の知的障害者、身体障害者手帳4級かつIQ36以上50以下の者)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級) ・所得制限あり	・心身に障害のある人(IQ35以下、身体障害者手帳4級かつIQ50以下の者)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級) ・同左	・身体障害者手帳1～3級、知的障害者、精神障害者手帳の交付を受けている者 ・同左	・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、身体障害者手帳4級で療育手帳B中度 ・同左	・県の補助事業対象者に加え、IQ50以下(療育手帳B中度)の者を助成対象とする方向で調整する。
・同左 ・津市に同じ	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・所得制限なし	
・20歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、又は父母のいない20歳未満の子に対し助成 ・所得制限あり	・安濃町に同じ ・同左	・18歳未満児及び20歳未満の学生を養育している一人親家庭の親、寡婦、寡夫に対し助成 ・同左	・20歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、又は父母のいない20歳未満の子、所得が低く同一世帯に村税の納付者がなく他の所得者の扶養となっていない67歳までの女性に対し助成 ・同左	
—	—	—	—	
—	—	○心神障害者医療費助成の中で運用 ・精神障害者保健福祉手帳1・2・3級保持者 ・入院および入院外ともに助成対象 ・所得制限有	—	・新市において精神障害者医療費助成を行っていく方向で調整する。 具体的には以下のとおり ・支給対象者は精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者 ・住民期間として、本人及び保護者が新市に1年以上居住していること ・所得制限を設ける(心身障害者医療費助成制度基準を適用) ・自己負担金は2分の1を徴収する ・医療費の助成範囲は入院(精神疾患の治療に限る)のみ ・入院期間は3ヶ月以上入院とする

津 地 区 合 併 協 議 会 参 考 資 料

福祉医療費助成の三重県の補助事業の状況

	13. 心身障害者医療費助成	14. 乳幼児医療費助成	15. 一人親家庭等医療費助成
助成範囲	①身体障害者手帳1級、2級、3級の者 ②知能指数 35以下の者 ③身体障害者手帳4級かつ知能指数36以上50以下の者	①3歳未満の乳幼児 (平成15年9月より4歳未満に拡充)	①18歳未満の児童を養育している一人親家庭の母又は父 ②父母のいない18歳未満児 ③一人親家庭の母又は父に養育されている18歳未満児
所得制限	・障害児福祉手当・特別障害者の所得制限ラインに一定額を上乗せした額 ・障害児福祉手当+80万円	・児童手当(特例給付)の所得制限ラインに一定額を上乗せした額 ・H12児童手当(特例給付)+80万円	・児童扶養手当の所得制限ラインに一定額を上乗せした額 ・児童扶養手当(一部支給)+80万円
対象医療費	・医療保険各法の規定による自己負担額 ・入院時の食事療養にかかる負担額 (市町村民税非課税世帯)	・医療保険各法の規定による自己負担額 ・入院時の食事療養にかかる負担額 (市町村民税非課税世帯)	・医療保険各法の規定による自己負担額 ・入院時の食事療養にかかる負担額 (市町村民税非課税世帯)
県負担割合	2分の1	2分の1	2分の1

構成市町村の県補助事業上乗せ状況と単独事業

	13. 心身障害者医療費助成	14. 乳幼児医療費助成	15. 一人親家庭等医療費助成	単独事業名
津 市	B 中度			妊産婦医療費助成
久 居 市	B 中度			精神障害者医療費助成
河 芸 町	所得制限無	所得制限無	所得制限無	
芸 濃 町	所得制限無	所得制限無	所得制限無	精神障害者医療費助成
美 里 村	所得制限無	所得制限無	所得制限無	
安 濃 町	所得制限無	所得制限無	所得制限無(母子のみ)、20歳未満	
香良洲町			20歳未満	
一 志 町			20歳未満、寡婦	
白 山 町	精神障害者手帳の対象者		20歳未満、寡婦(夫)	精神(心障に含む)
美 杉 村	B 中度	所得制限無	20歳未満	